

教 生 学 第 3 9 3 号

令和6年（2024年）6月18日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市除く） 様
（ 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

法務少年支援センターの地域援助に関する学校向けパンフレット等について（通知）

このことについて、札幌矯正管区第三部長から、別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

ついては、法務少年支援センターにおいて、児童生徒の問題行動等のアセスメント及び支援・指導に係る、学校からの相談等を受け付けていることを教職員へ周知し、積極的な活用をお願いします。

（生徒指導係）



札管発第 7 6 9 号
令和 6 年 6 月 1 2 日

北海道教育庁学校教育局

生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広 殿

札幌矯正管区第三部長 曾 和 浩

法務少年支援センターの地域援助に関する学校向けパンフレット等について（依頼）

平素から法務少年支援センターの運営につきまして、多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、法務少年支援センターでは、少年鑑別所法（平成 2 6 年法律第 5 9 号）第 1 3 1 条に基づき、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するための活動を実施しております。この一環として、児童生徒の問題行動等のアセスメント及び支援・指導について、学校の先生方から広く相談を受けているほか、いわゆる出前授業や職員向けの研修等も行っています。

今後さらに、学校等とのより良い地域連携・協力関係を築いていくため、法務少年支援センターの活動や支援に関するパンフレット及び学校向けパンフレットをお送りしますので、貴課所管の各学校に対する周知につきまして、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

Q & A –よくある御質問–

Q 成人も相談できますか？

A はい。お受けしております。
例えば、福祉施設入所者の問題行動でお困りの福祉関係者からの御相談例もあります。

Q どんな支援をしてもらえますか？

A 支援対象の方の支援ニーズに応じて面接や心理検査を行います。
また、問題に合わせて、ワークブックを用いて教育的働き掛けを実施しています。

Q 対象者を連れていけないのですが支援者や親のみで相談できますか？

A 御自宅にうかがっての支援は行っていますが、支援者の方や親御さんだけの御相談も承っております。
また、関係機関の御協力のもとで施設等に職員を派遣しての支援なども検討できますので御相談ください。

Q 実施した心理検査の結果は教えてもらえますか？

A 心理検査の結果は、基本的に御本人の希望も踏まえ、わかりやすくお伝えすることができます。また、御本人の同意があれば、支援されている関係機関の方々にも、支援のヒントとなるよう、結果をお伝えすることもできます。



お問合せ窓口



0570-085-085

(全国共通相談ダイヤル)

※最寄りの法務少年支援センターにつながります。

※その他各センターごとの専用ダイヤルもあります。

※平日 9:00 - 12:00
13:00 - 16:30



相談受付フォーム

※メールでの返信にはお時間をいただいております。お急ぎの場合は、お電話での御連絡をお願いいたします。



支援について

- **対象年齢**
年齢に関係なく御利用いただけます。
- **相談料**
無 料
- **利用可能日**
月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
- **相談方法**

面接相談



電話相談



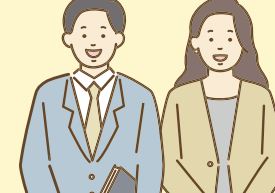
オンライン相談

※事前に通信環境等の確認が必要
なため御相談をお願いします。



職員派遣

※事前に御相談をお願いします。



関係機関・団体の皆様へ

法務少年支援センター

少年鑑別所の専門性を生かした
非行・犯罪や問題行動等の専門機関として
心理相談や教育支援活動をしています



問題行動とは？

家財持ち出し、暴言や暴力、
性的な問題行動など幅広く対応しています

機関連携

支援対象の方の支援会議等に参加して
助言等を行っています

予防教育

学校への出前授業を行っています

講演・研修

青少年の育成に関わられている方々への
講演や研修をしています

法務少年支援センターの
相談支援内容の詳細はこちら



法務省矯正局

法務少年支援センターの 役割と取組

法務少年支援センターは、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解などに関する知識・ノウハウを活用して関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する相談支援をしています。また、関係機関の職員の方や保護者の方を対象とした講演・研修や生徒・児童を対象とした法教育も実施しています。

少年鑑別所の法務技官(心理)と 法務教官が対応します

法務技官 (心理)



非行や犯罪などの問題行動の背景について、面接や心理検査を用いてアセスメントを行う専門家です。お困りのことについてお話を伺い、心理的アプローチを行います。

法務教官



非行や問題行動の改善のための教育プログラムや面接指導等の経験が豊富です。御本人の問題に合わせて、面接やワークブックを用いた指導などを行います。

学校等に出向いて法教育も行っています。

個別の御相談

学校や福祉施設等の関係機関・団体から依頼を受けて、御本人や御家族の方がお困りのことに合わせて下記の支援を行っています。

1 能力・性格の調査

お困りのことの背景にある原因を考えるため、知能検査や性格検査を行います。

また、依頼があれば、御本人や御家族の方にも、結果を分かりやすく説明します。

2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのか等について提案します。

3 御本人や御家族に対する心理相談

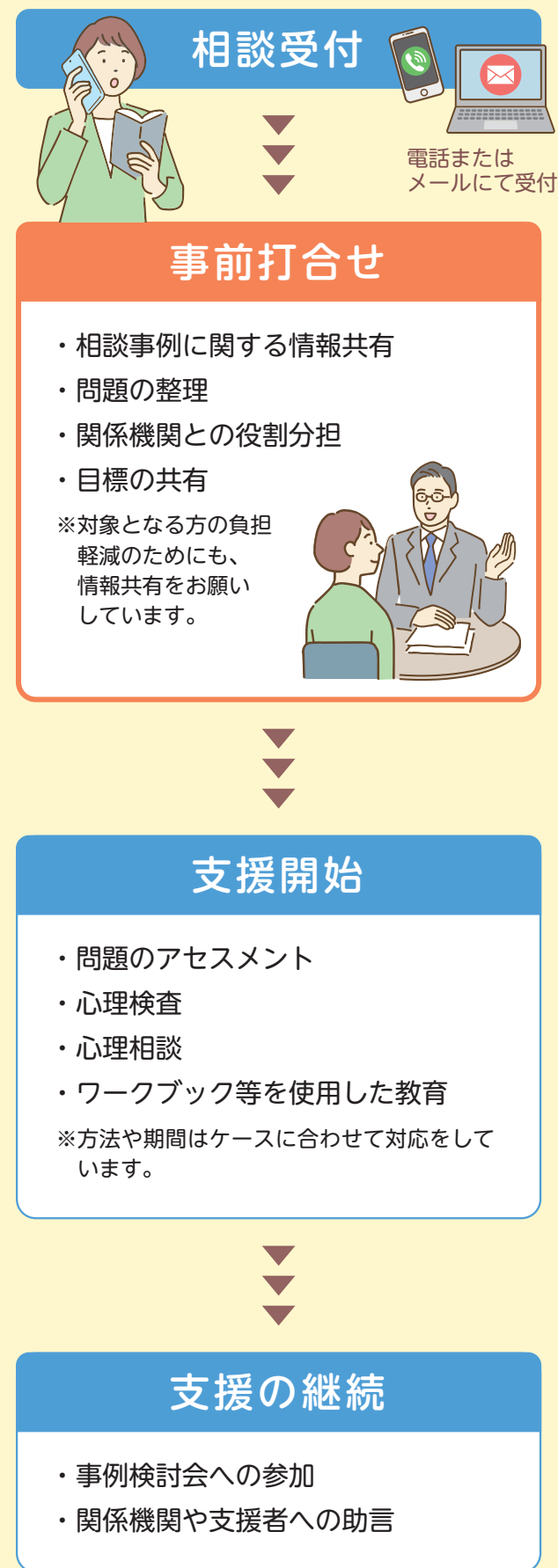
関係機関・団体からの依頼を受けて、御本人や御家族の方との心理相談を行います。

御本人の抱える問題に合わせたワークブック（「盗み」、「交友」、「暴力」、「性」など）を御用意しており、問題解決に向けて御本人と一緒に取り組んでいきます。



個別の御相談の流れ（例）

※ケースや対応するセンターにより多少異なります。



事例検討会（ケース会議）等への参加

御本人や御家族を連れてこれない場合でも、関係機関・団体の支援者の依頼に応じて事例検討会（ケース会議）などに参加し、見立てや指導・支援方法に関するアドバイスや提案を行います。

講演・研修

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが主催する講演会、研修会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法について分かりやすい話題提供をしています。

【過去のテーマ例】

「最近の非行少年の特徴」、「思春期の子供の理解と望ましい接し方」、「地域と進める再犯・再非行防止」など

法教育授業等

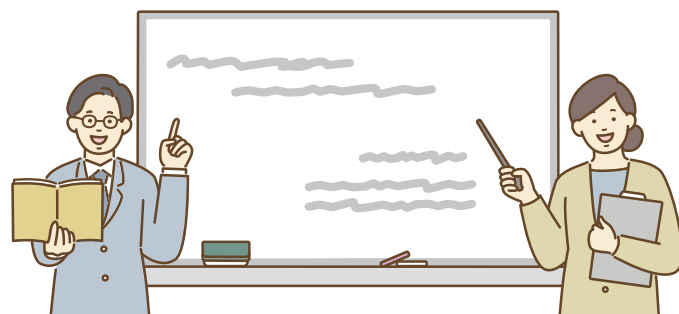
法務省では、法教育に関する様々な取り組みを推進しています。

法務少年支援センターも児童・生徒等を対象として、非行に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行ったり、教員の方への研修もお受けしたりしています。

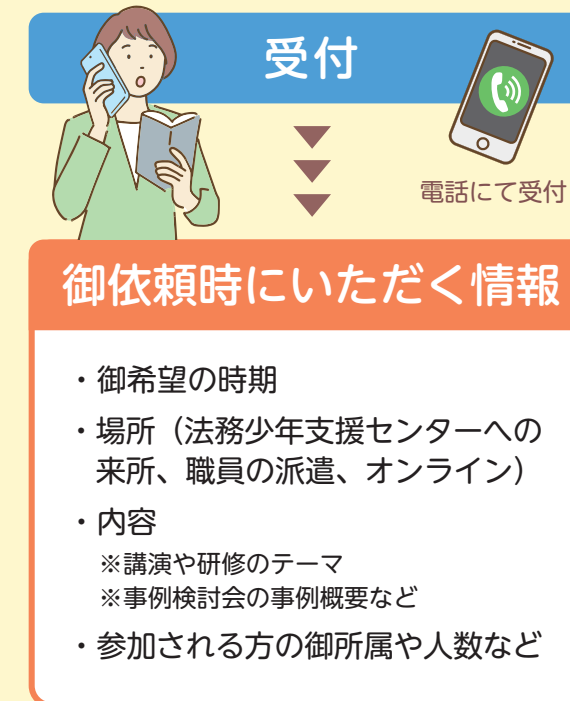
※法教育とは、法律の専門家ではない一般の方々が、法や司法制度等を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいいます。

【過去のテーマ例】

「薬物乱用防止指導」、「SNSとうまく付き合うには」、「少年非行と少年鑑別所の役割」など



講演・研修や事例検討会の申込方法



依頼書の送付

センターと日程調整ができましたら、法務少年支援センターHP内にある依頼書に必要事項を記入してセンターに送付をお願いします。

研修等の実施



写真は高校での薬物乱用防止講座の様子

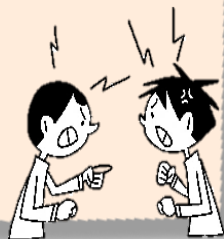


子どもたちの教育に関わる皆さまへ

法務少年支援センターのご案内



**暴力
いじめ
家財持ち出し
SNSトラブル
性的な問題行動
深夜はいかい
盗み ……など**



児童生徒のこんな行動にお困りではないですか？

「第三者の意見が知りたい。」
「保護者や子どもを紹介したい。」
「どうして問題行動をしてしまうのか知りたい。」
「どう対応したらいいか相談したい。」

→法務少年支援センターにご相談ください。

法務少年支援センターとは

非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解に関する知見・ノウハウを活用し、福祉・教育等の関係機関の皆様と連携しながら、子どもの問題行動の抑止・未然防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

**こんな支援を
行っています**

ご依頼、ご相談は無料です
(通話料はご負担いただきます)。

問題行動の指導でお困りの学校、先生方に

問題行動の分析や指導方法の提案

問題行動を起こすお子さんについてお話を聞き、(可能であればご本人に面接や心理検査などを実施し、) どうして問題を起こすのか、お子さんの特性に応じてどのように指導・支援に当たればよいのか提案します。

事例検討会(ケース会議)への参加

問題行動を起こすお子さんの指導・支援に関する事例検討会(ケース会議)などに参加し、お子さんの特性を踏まえた見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。

問題行動の見られるお子さん、保護者の方に

子どもや保護者に対する働きかけ

お子さんやご家族の困りごとに合わせて、心理面接やソーシャルスキルトレーニングやアンガーマネジメント等の技法を取り入れた指導を行います。相談内容に合わせてワークブックや再発防止教育などを取り入れることもできます。

- ワークブックの例
暴力、交友、ルール、
窃盗、薬物、性的問題行動



能力・性格の検査

お困りごとに合わせて、知能検査や性格検査などを行い、その結果をもとに、特性を踏まえたお子さんとの関わり方について一緒に考えていきます。

お子さんや保護者の同意を得られた場合には、学校と情報共有をすることもできます。



子どもたちの健やかな育ちのために

子ども向けの授業

法教育や心理教育を子どもたち向けに行います。子どもたちの気持ち、特に問題行動を起こしてしまう子どもの心理的な内容を扱う点が特徴です。教育や心理の専門の職員が行います。

授業テーマの例: いじめの予防、法律や少年司法制度について、インターネット上のトラブル、ソーシャルスキルトレーニング、より良い対人関係の築き方

教員、保護者向けの研修・講演

非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子どもの行動理解と教育方法や指導方法について教員の方や保護者の方向けに研修を行います。

授業テーマの例: 問題行動の理解と対応、非行少年の特徴、思春期の子どもの理解と望ましい接し方、子どもの話の聞き方、いじめの理解と対応

最寄りの
法務少年支援センター
までご連絡ください。



- 法務少年支援センターさっぽろ ☎ 011-787-0111
- 法務少年支援センターはこだて ☎ 0138-30-7877
- 旭川法務少年支援センター ☎ 0166-31-5511
- 法務少年支援センターくしろ ☎ 0154-41-5877

【相談時間】 平日9:00~17:00
受付時間は、上記と異なる場合があります。
詳細は各センターのHPをご確認ください。

法務少年支援センター



Q&A

よくいただく質問にお答えします。

法務少年支援センター

Q1

- 法務少年支援センターはどのような施設ですか？
- どんなスタッフが対応してくれますか？



ご依頼の対象年齢は**子どもから大人まで**

当センターか、それとも児童相談所や警察など他の相談機関に相談すべきか、**迷われたらご連絡ください**。当センターでお話を伺い、相談内容に応じた機関をご紹介しますこともできます。

法務少年支援センターは、全国の少年鑑別所に併設されている相談機関で、**心理学、教育学、社会学、社会福祉などを専門とする少年鑑別所の職員**（矯正職員）が対応します。職員の中には、臨床心理士や公認心理師、教員免許などの有資格者もいます。

少年鑑別所とは独立した機関ですので、少年司法手続とは関係ありません。当センターに相談したから、少年鑑別所や少年院に入るということはありません。

Q2

- 相談の受付方法を教えてください。
- 電話以外の受付方法がありますか？

まずは、最寄りの法務少年支援センターにお電話ください。どのセンターに電話をかけるか迷われたときには、**全国共通相談ダイヤル「0570-085-085」**にかけていただくと、ご自宅や学校等のある地域の法務少年支援センターにつながります。メールによる受付も可能です（メールのみの相談は受けていません。）。

✉ 相談受付フォーム

（https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KANBETU/soudan_mail.html）からご利用ください。）



Q3

- 受付から相談までの流れを教えてください。

ご相談いただくに当たり、質問や気になること等がありましたら、各センターに直接お問い合わせください（相談をご依頼いただくことをその場で決めていただかなくてもかまいません。）。



相談受付後、折り返し、担当者からお電話し、初回相談の希望日時を伺った上で、ご予約いただいています。

相談の主訴と初回面接を踏まえて、当センターから支援方針・内容を提案いたします。その提案について、相談者、支援対象者の方と話し合い、相互の同意を得られましたら、次回以降の面接日時や実施内容等を決めていきます。

※**相談は平日のみ**受けていますが、講演の実施日については個々に検討しますので、ご相談ください。

相談受付

日程調整
（担当者から
お電話します。）

初回相談
（面接）

面接や心理検査を実施する場合、初回面接以降、面接等の結果をお伝えする時間を含めて、複数回センターに来所いただくことがあります。

Q4

- 発達障害について診断してもらえますか？
- 希望する心理検査等を実施してもらえますか？

センターは病院ではないため、**診断・投薬などの医療的な支援を行うことはできません**が、性格検査や知能検査などを通して、性格や能力の傾向・特徴を調べることはできます。

センターでは、ご要望を踏まえつつ、相談内容等と照らし合わせて、必要な検査の種類、検査の組み合わせを検討します。



法務少年支援センターは、**地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元する姿勢を大事にします。**

このシンボルマークは、「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込め、芽を育て花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。

Q5

- センターが遠く、毎回通うことが難しそうです。近くまで来ていただくなど何か別の方法がありますか？

面談の場合は、基本的にセンターへお越しいただくようお願いしています。

ただし、場合によっては、学校など公的機関の一室などでも面談できます。また、いずれのセンターでも、ご自宅等のパソコンやタブレットを使って、**オンラインで面談することもできます。**

法務少年支援センター全般の
お問い合わせはこちらへ・・・

札幌矯正管区第三部少年矯正第二課
〒007-0801 札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号
TEL: 011(783)5063(直通)

